

運輸安全マネジメント

1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し
社長及役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

【平成29年度目標 追突事故・バック事故撲滅】

達成状況 0件

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(平成29年度実績)

種別	転覆	転落	火災	踏切	死傷	その他	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数	0	0	0	0	0	0	0

5. 安全対策に関する計画

- (1) 安全が最優先であることの意識を徹底
事業活動を行うにあたって、何よりも安全が最優先であること、それに関する法令を遵守していくことを説き、安全第一の社風を作り上げていくことに努めます。
- (2) 社員への教育の実施
 - ・ドライブレコーダーの映像等を活用した、事故防止対策の教育。
 - ・交通事故、災害等発生時における救護についての教育。
 - ・タコグラフを活用した速度超過者の指導。
 - ・事故惹起者への個人指導
 - ・運行管理者、運行管理補助者の教育。

(3) その他

- ・ 定期健康診断の実施。
- ・ 適性診断の実施（65歳以上の乗務員に関しては、適齢診断を実施）。
- ・ SAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の実施。
- ・ 薬物反応検査の実施。

6. 行政処分内容、講じた措置

該当する処分はありません。

7. 事故、災害等に関する報告連絡体制

[別紙「緊急連絡報告系統図」参照](#)

8. 安全管理規定、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

[別紙「安全管理規定」参照](#)

9. 安全統括管理者

取締役所長 谷口 務